

許可の条件

- 1 都市公園法、埼玉県都市公園条例及び許可条件を遵守すること。
- 2 申請をした内容（時間、場所等）を必ず守ること。（準備、撤収も時間に含む。）
- 3 許可を受けていない場所の利用、立入をしないこと。
- 4 一般来園者の公園利用を妨げないこと。
- 5 申請者は、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないように注意し、これを生じさせた場合は、申請者で責任を持って対処する。施設管理者の責めに帰することができない事由により、施設管理者又は第三者に損害が生じた場合は、申請者はその損害を賠償する責任を負う。
- 6 利用後は必ず原状回復をし、ゴミは全て持ち帰ること。設備、備品等を毀損、汚損した場合はこれを修理し、もしくはその損害を賠償すること。
- 7 必要な鍵は、管理事務所で借用し、紛失等した場合は鍵交換に要する損害を賠償すること。
- 8 音、振動、臭気の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 9 許可無く公園施設から電源や水をとらないこと。電気・ガス・水道等を使用する場合や車両等から電源を引き込む場合は、施設管理者と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。
- 10 官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をし、その届出が承認されたことを証明する部分の複写を提出すること。
- 11 原則、公園内への車両の乗り入れを禁止とする。必要な場合は施設管理者と事前に協議し、必要と認められた車両については、車両ナンバーを含めた一覧表を事前に提出し許可を受けること。公園内へ車両を乗り入れる時は、一般利用者に十分注意し、許可証を見える位置に掲出するとともにハザードランプを点灯して時速10km以下で徐行運転するようあらかじめ指導し、これを運転者に厳守させること。
- 12 公園内は全面禁煙となっております。関係者、出店者等が喫煙しないように指導すること。
- 13 事前に告知看板を設置し、一般公園利用者に催しの開催を周知すること。また、行為終了後は、速やかに撤収すること。
- 14 関係者・来場者には、電車・バス等の公共交通機関を利用するよう事前周知に努めること。
- 15 テントなどの設置物は強風等であおられて飛ばされないよう固定すること。
- 16 売店等の運営で食品を扱う場合は、衛生面に特に注意を払うこと。
- 17 露店等の飲食販売出店業者には、水飲み場やトイレで洗い物をしたり、油系の排水を流したりしないよう周知徹底すること。
- 18 特設ステージや園内各エリアでの催し物の開催に際し、近隣地域への配慮として音量を控えて実施すること。また、クレームがあった場合は速やかに音量を下げること。
- 19 開催時間中は、緊急の場合及び野外ステージにおける催し物運営に支障が生じる場合を除き、関係者・出展者等が車両を園内に乗り入れることを禁止とする。また、関係者・出展者が公園駐車場を利用することについても禁止とする。この旨を主催者は出展者に対してあらかじめ周知し、遵守できていない出展者があった場合は指導を徹底し、車両を公園駐車場から移動させること。
- 20 駐車場については、警備員を配置して整理に当たること。また、周辺道路に渋滞が発生した場合には、その解消にも努めること。
- 21 芝生（広場）への車両の乗り入れは原則禁止とする。運営上必要な場合においては施設管理者と事前に協議すること。必要と認められた場合においても最小限度にとどめ、作業終了後は速やかに芝生（広場）から出ることとし、縁石・芝生（広場）等を破損することが無いように周知・指導すること。特に降雨後の芝生（広場）への車両乗り入れについては、極力中止し、必要な場合でも養生を設置するなどの対策を講じること。これを怠り陥没や破損をさせた場合は申請者の責任において原状回復をすること。
- 22 公園利用者の安全対策には万全を期すこと。怪我等の恐れがある箇所や催し物開催時には、該当するエリアに一般来園者が入らないように柵の設置や係員を配置するなどの措置を講じること。許可期間中の事故については、申請者の責任において処理すること。また、第三者への加害に備え保険加入など必要な原資の確保を図ること。
- 23 開催日は日中・夜間を問わず公園内に警備員を配置すること。
- 24 駐輪場所には係員を配置し、公園利用者の通行を妨げないように整理・誘導をすること。
- 25 開催日の夜間は会場内にゴミを残置しないよう関係者に指導をすること。
- 26 準備・撤去の期間については、園路を封鎖するなど一般公園利用者・公園内作業の妨げになるような行為をしないこと。開催日においても園路を封鎖する行為は、安全管理上必要な場合でも最小限の範囲とすること。

- 27 電気配線をする際は、公園利用者の安全を考慮し対策を講じること。また、公園内樹木を支えとした配線は禁止とする。
- 28 施設管理者が立入禁止等の処置を講じている場合は、この範囲を施設管理者の許可無く変更することを禁止する。
- 29 車両の搬入・搬出時以外は、公園各入口バリカー等の車両進入防止設備を正しく設置し施錠すること。
- 30 エア遊具の設置・運営にあたっては、JIPSA（一般社団法人 日本エア遊具安全普及協会）が定める「安全運営の10ヶ条」を遵守するとともに、状況に応じて安全上必要な対応を適宜おこなうこと。
- 31 野外ステージの利用および関係する行為、ドローン使用による空中撮影、開催周知広告の横断幕設置、動画撮影については、本申請の許可範囲としない。別途申請手続きをすること。
- 32 フリーマーケットの出店者には、開催各日ごとに搬入・搬出をおこなわせ、公園内には前日及び開催日の夜間に商品・資材等の荷物を残置することが無いよう事前の指導を徹底させること。
- 33 開催当日の実行委員会関係者との連絡先として、携帯電話などの番号2回線分以上を設置管理者へ事前に届け出ること。これが難しい場合は代替案を提案し、管理事務所の了承を得ること。
- 34 一般来園者にカメラ等を向けないこと。
- 35 騒音、大声を出さないこと。スピーカー、拡声器、ラジカセ等は使用しないこと。
- 36 振動、周期の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 37 撮影現場においては、係員を配置し、周囲に不安、誤解を与えないようにし、一般利用者に最大限の配慮を行うこと。
- 38 ジョギングコースの利用を妨げないこと。
- 39 公園係員の指示に従うこと。（遵守事項に違反する、公園利用として著しくモラルに欠ける、他の利用者の支障になると判断した場合は、許可を取り消し、撮影を中止させる場合がある。）
- 40 芝生（広場）の上には車両や大型機材を乗り入れないこと。
- 41 その他施設管理者からの指示があった場合は、それに従うこと。
- 42 上記について施設管理者が不適切と判断した場合には、申請者に対し直ちに改善を求める。それでも事態の改善がなされないときは、施設管理者は使用停止を含めた必要な措置を講じることがある。

この他、埼玉県都市公園条例に定める禁止行為等は下記のとおりです。

埼玉県都市公園条例抜粋

（行為の禁止）

第八条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 七 ごみその他汚物を捨てること。
- 八 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

（行為の許可）

第九条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 三 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

この許可の条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者： _____

責任者： _____

※控え（コピー）をとった上で、原本を提出すること。